

第 1 回 大阪府成年後見制度利用促進研究会 レジюме

検討・意見交換事項について、あるべき姿、具体的な実施方法や内容について、さまざまな立場からの意見をいただき、市町村による成年後見制度の利用促進に役立てる。

1 事業紹介

成年後見に関する現取組、課題について紹介

- 八尾市、八尾市社会福祉協議会
- 東大阪市
- 東大阪市社会福祉協議会
- 東大阪市社会福祉事業団

2 意見交換

(1) 協議会の設置（自治体圏域～広域圏域）

① 意義【基本計画 P11】

「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体

② 期待される成果【手引き iii】

- ・ チーム（特に、親族後見人等）への適切なバックアップ体制整備
- ・ ケース会議等を適切に開催する体制整備
- ・ 多職種間連携

③ 検討・意見交換事項

- ・ どのような構成員が参加するべきか
- ・ 各構成員の役割はどのようなものか
- ・ 連携体制を構築するためには具体的にどのようなことをすればよいか（・他制度ですでに構築されている枠組みを活用し設立できないか）

(2) 中核機関の設置（総論）

① 意義【基本計画 P11】

- ・ 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」(※) の中核となる機関
- ・ 地域における連携・対応強化の推進役

(※) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を担う。

中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるもの。

【参照：成年後見制度利用促進ニュースレター2号】

Q 成年後見センターを中核機関として判断してもよいか。

市内の社協に委託し、成年後見センターを設置。成年後見制度に関する啓発や相談対応は行っているが、受任者調整や後見人支援は担っていない。この成年後見センターは中核機関と判断してよいか。

A 質問にある成年後見センターは啓発や相談対応を行っているので、「広報機能」、「相談機能」の中核を担っており、市の判断によって、中核機関であると判断することが可能。

成年後見センターを中核機関と位置づけるとしても、「成年後見制度利用促進機能」や、「後見人支援機能」を担うことができるのか、市として、検討協議を続けることになる。

② 検討・意見交換事項

- ・中核機関と地域連携ネットワーク構成団体との役割分担の視点はどのようなものか
- ・成年後見制度単体で事業展開を図るか、それともその他の関連事業も含めた権利擁護関係事業を総合的に実施するか

(3) 広報・啓発機能

① 想定される現状の課題【手引きP22】

	対象者	課題の内容
ア	本人、家族、住民等	・制度が知られていない ・成年後見制度に関する相談窓口等が不明確 ・相談しても、自治体や家庭裁判所にたらいまわしにされる
イ	包括等相談窓口	・制度が知られていない

② 広報・啓発のポイント【参照：成年後見制度利用促進ニュースレター3号】

- ・制度がどのように役立つのか、どのような時に中核機関に相談をして欲しいのかを話し合うと、伝えたいことを整理しやすい
- ・（障害のある方やその親への周知）
施設や事業所への出前講座、すでに制度を活用している障害者の親族の方からの発信やインタビューを掲載すると、制度の実態について伝わりやすい
- ・（どのような人に役立つ制度か分からない）
日常生活自立支援事業において、法的整理などが求められるケースでは、「成年後見制度への移行」を進めてきており、一定の蓄積がされている。

③ 検討・意見交換事項

- ・制度がどのように役立つのか、どのような時に中核機関に相談をして欲しいのかという点から、具体的にどのようなことを周知すべきか。
- ・各種相談窓口等に対し、判断能力の低下に伴って発生しやすい様々な課題やリス

クを伝え、後見等の必要性をくみ取るには、研修などどのような方法をとれば効果的か。

(4) 市民後見人養成等事業

① 検討・意見交換事項

今後の検討事項、問題意識の共有

3 その他

- ・今後の進め方についての意見など

以上